

別添

公文書の件名	決定	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
土地認定調査票	非開示	<p>(所有者が個人の場合)</p> <p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため(東京都情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第2号に該当)</p> <p>(所有者が法人の場合)</p> <p>法人の財産に関する情報であり、公にすることにより、財産情報が明らかになることから、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため(条例第7条第3号に該当)</p> <p>主税局が納税者の協力に基づく調査の結果得られた情報であり、主税局と納税者のみが知りうる情報である。このため、情報が公となることにより納税者との信頼関係が損なわれ、今後の納税調査に協力が得られなくなり、賦課徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第7条第6号に該当)</p>
家屋調査票及び償却資産申告書(償却資産課税台帳)	非開示(存否応答拒否)	<p>・家屋調査票は、当該家屋の評価額を算出するために作成する帳票である。そのため、未評価の物件については作成していないものである。したがって、存否を明らかにすることにより、当該家屋の課税状況を推察することができることとなり、条例に規定する以下の非開示情報を開示することとなるため、存否を明らかにしないで非開示とする。(条例第7条第10号に該当)</p> <p>(1)所有者が個人の場合、個人に関する情報又は個人の財産に関する情報を開示することになり、個人の権利利益を害するおそれがあるため(条例第7条第2号に該当)</p> <p>(2)所有者が法人の場合、法人の財産に関する情報を開示することになり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため(条例第7条第3号に該当)</p> <p>(3)主税局が納税者の協力に基づく調査の結果得られた情報が公となることにより、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の税務調査に協力が得られなくなり、賦課徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第7条第6号に該当)</p> <p>・償却資産申告書(償却資産課税台帳)は、償却資産の課税に関する事項を記載する帳票である。そのため、償却資産を持たない法人又は個人については存在しないものである。したがって、存否を明らかにすることにより、償却資産課税状況を推察することができることとなり、条例に規定する以下の非開示情報を開示することとなるため、存否を明らかにしないで非開示とする。(条例第7条第10号に該当)</p> <p>(1)所有者が個人の場合、個人に関する情報又は個人の財産に関する情報を開示することになり、個人の権利利益を害するおそれがあるため(条例第7条第2号に該当)</p>

		<p>(2)所有者が法人の場合、法人の財産に関する情報であり、公にすることにより、財産情報が明らかになることから、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため(条例第7条第3号に該当)</p> <p>(3)主税局が納税者の協力に基づく調査の結果得られた情報が公となることにより、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の税務調査に協力が得られなくなり、賦課徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第7条第6号に該当)</p>
--	--	--